

令和8年 第2回真狩村議会定例会会議録

○開会及び閉会

開会 令和8年6月18日 午前10時02分

閉会 令和8年6月18日 午前11時49分

○出席議員（8名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	馬淵 拓哉
企画情報課長	野村 稔	住民課長	秋山 秀敏
税務課長	北野 一志	産業課長	谷口 泰之
建設課長	工藤 秀三	会計管理者	加藤 久靖
保育所長	藤本 篤	教育次長	高橋 和義
農業委員会事務局長		代表監査委員	藤澤 祐二
	谷口 安		

○出席議会事務局職員

事務局長	松枝 主範	書記	鈴木 怜
------	-------	----	------

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 一般質問
- 6 後志教育研修センター組合議会議員の選挙
- 7 報告第1号 専決処分の報告について

- | | | |
|----|-------------------|--|
| 8 | 報告第2号 | 令和7年度 真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 9 | 同意第1号 | 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 10 | 同意第2号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 11 | 同意第3号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 12 | 同意第4号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 13 | 同意第5号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 14 | 同意第6号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 15 | 同意第7号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 16 | 同意第8号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 17 | 同意第9号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 18 | 同意第10号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 19 | 同意第11号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 20 | 同意第12号 | 真狩村農業委員会委員の任命について |
| 21 | 議案第1号 | 真狩村税条例の一部改正について |
| 22 | 議案第2号 | 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について |
| 23 | 議案第3号 | 令和8年度 真狩村一般会計補正予算（第1号） |
| 24 | 議案第4号 | 令和8年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 25 | 議案第5号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 26 | 議案第6号 | 工事請負契約の締結について（まっかり温泉改修及びユリ園コテージ新築工事） |
| 27 | 発議第1号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 28 | 発議第2号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について |
| 29 | 議員の派遣について | |
| 30 | 閉会中の所管事務調査の申出について | |

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10：02 開会	議 長 (佐伯秀範)	ただいまの出席議員数は、8 人です。 定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年第 2 回真狩村議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程 1	〃	日程 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、2 番 大町徹君及び、6 番 福田恵子君を指名します。
日程 2	〃	日程 2 会期の決定についてを議題とします。 本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって会期は、本日 1 日と決定しました。
	〃	諸般の報告を行います。 第 1 に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。 次に、真狩村監査委員から令和 8 年 4 月分、5 月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。 次に、総務産業常任委員長から委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。 次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。 次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。
日程 3	〃	日程 3 行政報告を行います。 これを許します。 村長 岩原清一君

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	令和8年第2回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用の中、御出席をいただき、本定例会が開催されますこと、厚くお礼を申し上げたいと存じます。 それでは、第1回定例村議会以降における諸般の行政について、御報告をいたします。 ○農作物の生育状況について お手元に資料を配布しております。資料をご覧ください。 本年の積雪量は、平年並みでしたが、5月上旬にかけ、平均気温の高い日が続いたことから、雪解けも早く、農作業開始が昨年より1週間程早くなり、馬鈴しょ等の植付けも平年より3日程度、早くなりました。 春人参の収穫作業は、3月15日から始まり、品質については、比較的「割れ」の発生も少なく、製品率が80%前後と前年より、5%ほど高く推移しました。 グリーンアスパラにつきましては、4月からの好天により生育が順調に進み、前年度より2日程度早い、5月8日から選果が開始されました。連休明けからは、気温上昇と降雨により、生育がさらに順調に進み、2LやL規格が50%以上と太物傾向で、収量も例年より多く、1日約4tの入庫で推移しました。 今後は、天候等も地球温暖化の影響により、年々気温が上昇する見込みであります。高温による生育異常や病気などが懸念されますが、引き続き十分な施肥管理や適期防除等に努められ、豊穡の秋が迎えられるよう期待するところであります。 ○観光客の入込状況について こちらもお手元の資料をご覧ください。 令和7年度における、真狩村の観光入込総数は、58万1,104人で、対前年度比97.8%と減少になりました。 まず、羊蹄山自然公園につきましては、ハイシーズンに雨天が多かったことや、クマ出没を受けキャンプ場閉園を早めたことなどの影響から、キャンプ場利用者数は65.9%となり、羊蹄山自然公園全体でも70.8%と大幅に減少いたしました。引き続き、利用促進に向けた検討を継続してまいります。 一方、利用者数が増加した施設としましては、まっかり温泉が100.9%、コテージ宿泊が106.2%、湧き水利用が101.4%となっております。温泉とコテージについては、本年度に改修や新棟建設も予定していることから、

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4		それらをいかし、引き続き指定管理者との連携に努めながら、さらなる利用向上に取り組んでまいります。 また、真狩フラワーセンターが 98.1%、マッカリーナ利用者は 96.5%、パークゴルフ場は 83.8%、細川たかし記念像が 81.2%となり、前年度を下回る結果となりました。これらの施設につきましても、今後の観光誘客を進め、来訪者の増加に努力していきます。 イベントの入込状況につきましては、ほくほく祭りがあいにくの雨天となり、出足が鈍くなったために、対前年度比 75.3%と減少しました。今後においても、地域の関係機関と更に協力を図りながら、イベントのPRを積極的に実施し、村の活力の発信につなげていきたいと考えております。 本年度においても、村内の各観光施設との連携を更に強固なものとし、多様なニーズに応じたイベントの企画や情報発信を行うことで、観光客の増加と、地域交流の更なる活性化に努めてまいり所存です。 今定例会には、専決処分報告 1 件と令和 7 年度繰越明許費計算書の報告 1 件、人事案件 12 件、条例改正 2 件、令和 8 年度一般会計及び企業会計の補正予算 2 件、計画の策定 1 件、工事請負契約の締結 1 件の計 20 件の議案を提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで行政報告は終わりました。
	〃	日程 4 教育行政報告を行います。 これを許します。 教育長 齊藤信之君
	教 育 長 (齊藤信之)	令和 8 年第 2 回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告させていただいた以降の教育行政の概況について、御報告申し上げます。 はじめに、学校教育について申し上げます。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		令和8年度当初人事では、高校に迎えた1名の新規採用者を含め、小・中・高合わせて8名の教職員が、着任いたしました。新たな組織体制の下、各学校においては、新しい時代に対応できる力や豊かな人間性と健やかな身体を育み、信頼と期待に応える教育を進めているところでございます。 豆腐ジュニアマイスターを取得した真狩高校2年生と真狩小学校児童との連携事業である「大豆学習」が始まり、高校生の指導の下で、播種を行いました。今後、枝豆の収穫・試食、大豆の収穫・選別、そして豆腐の試作などの授業が順次行われる予定です。 小中一貫教育の柱の一つでもある、「探究的な学び」の深化・充実に向けて、昨年度導入した地域力創造アドバイザーとの連携による「真狩村M-SHIP」プロジェクトが、本年度も精力的に展開されています。中学校3年生は、修学旅行の最終日に新渡戸文化学園を訪問し、中高生と直接交流する機会を設けました。初めは緊張も見られましたが、すぐに打ち解け、和気藹々と地域や環境の違いに触れながら互いの考えを伝え合うなど、積極的な交流が行われました。真狩村の野菜のおいしさを知ってもらうために、試作したスープも大変好評で、素材の力を大いに実感してもらうことができました。小学校においては、水彩画・紙芝居作家の足立徹先生のご指導の下、6年生が自分たちでストーリーを考案した、真狩村にちなんだ物語の紙芝居制作に取り組んでいます。今後も引き続き、自分たちの住む地域の魅力や価値を再発見し、地域の一員として、活性化に向けて自ら取り組もうとする未来の大人を育てる学びを継続していきます。 真狩高校「有機農業コース」の生徒が、環境保全に優れた取組を行う企業や団体を顕彰する、フジサンケイグループ主催の「第34回地球環境大賞」において、奨励賞を受賞いたしました。これまで実践してきた「リジェネラティブ農業」の取組と成果が高く評価されたもので、大手企業が名を連ねる中に、真狩高校が選ばれるという快挙となりました。表彰式には2名の生徒が代表として臨み、レセプションでは、秋篠宮皇嗣同妃両殿下と直接お言葉を交わす機会にも恵まれ、日頃の研究内容を堂々と説明することができたとの報告を受けています。また、農業クラブの南北海道実績発表大会においては、分野Ⅰ類、Ⅱ類で最優秀賞を分野Ⅲ類、クラブ発表で優秀賞を受賞し、全分野での全道大会出場を決めております。加えて、定通体連後志支部大会において、バドミントン部が男女ともに団体戦での優勝を果たし、全道大会への出場を決めたほか、男子個人で1位・2位となった生徒、及び女子個人で優勝した生徒が全道大会へ出場します。バレーボール部も男女ともに準優勝となり、同じく全道大会への出場権を獲得いたしました。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 5		次に、社会教育について申し上げます。 社会教育委員会並びに公民館運営審議会を開催し、新規事業である「村民パークゴルフ交流会」を含む、本年度の社会教育事業についての協議を行いました。少子高齢化が一層進む今後において、社会教育は、地域コミュニティの基盤を支える極めて重要な役割を果たすものであることを改めて共有し、村の将来を見据え、「笑顔でつながる真狩村」の具現を図る社会教育の推進に努めることを確認いたしました。 今後も、真狩村議会をはじめ、地域住民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、子どもたちを健やかに育む学校教育を推進するとともに、村民の「つながり」や「かかわり」を作り出し、互いに協力し合える関係づくりの土壌を耕す社会教育の推進に努めてまいります。 以上、教育行政報告とさせていただきます。
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで教育行政報告は終わりました。
	〃	日程 5 一般質問を行います。 発言を許します。 4 番 佐々木義光君
	4 番 (佐々木義光)	通告によりまして一般質問いたします。 件名につきましては、肥料高騰対策についてです。 産油国の政情不安等により、原油価格が不安定な状況です。農業者にとっては、石油を原料とする肥料が高騰している状況であり、深刻な問題があります。肥料高騰に向けて、真狩村として何か対策を考えているのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範) 村 長	答弁 岩原村長 それでは、ただいまの御質問にお答えします。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(岩原清一)	長く、国際情勢の不安定化や円安を背景として、肥料をはじめとする生産資材の高騰は、農業経営に極めて深刻な打撃を与えております。村では農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、J Aようてい、また、農業者団体などと連携し、地域農業の振興発展に向けて、行政運営を進めております。 農業は、村の基幹産業であり、地域経済を支える根幹でもあります。今般の危機的な状況の中、経営活動が持続できるよう、村としても、物価価格高騰による経営への直接的打撃を和らげるため、実効性のある支援として、国の交付金事業などを活用し、昨年度は、農業経営継続支援給付金の実施をまいりました。 また、本年も引き続き、畜産業物価高騰対策事業補助金は、実施しているところでございます。 しかしながら、この物価高騰は一過性のものとは捉えておらず、中長期的な視点で、強い農業構造へと転換していかなければいけないと思っています。 そのために、化学肥料に頼りすぎず、有機質肥料の利活用や土壌診断による適正施肥について、関係農業団体等と推進をしていきます。 肥料価格の高騰は、農業経営を直撃する重大な課題と認識しているところであり、農家の経営状況を注視し、現場の声に耳を傾けながら、国や道、J Aと強固に連携し、対策が必要な場合には、あらゆる可能性を検討し、必要な対策を講じていく考えでございます。 真狩村の農業をしっかりと守り抜くため、今後におきましても、検討課題に応じて、各農業関係団体と議論を深め、課題解決に向け努力をまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範) 4 番 (佐々木義光)	4 番 佐々木義光君 ただいまの説明の中で、関係団体との協議、また、国の交付金を使用しながら実効性ある支援をしていきたいという答弁をいただきました。 プラス、肥料高騰対策に向けて、今後、持続可能な農業が実現できるように、土づくりを含めた対策を関係機関、生産組合と協議しながら、農業者がどのような形で何を望んでいるのか、同じベクトルですり合わせをして、対策を実行していただきたいと思います。終わります。
	議 長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 6	村 長 (岩原清一)	ただいまの再質問でございますが、村といたしましても今、議員がおっしゃられたとおり、農業者の方、それから地元の農業ＪＡ等と協力をしながら、同じような目線に立って、進めていきたいというふうに思っております。基本的にはこういう農家の方、農業団体それからＪＡの方から、先に、村の方に、現状を訴える要望がある場合が、多々ございます。そういった意味で、待ってるだけじゃなくて村といたしましても、いろいろ聞き耳を立てながら、今後進めていきたいというふうに思います。 確かに肥料に限らず、ナフサの関係で容器だとか、農業肥料の袋だとかそういうのも、高騰するだろうというふうなこともございます。燃料もございますし、ホルムズ海峡にはリンやカリや化学肥料の原料になるものも、ほとんどがあそこを通過するというふうにも聞いておりますから、非常に四面楚歌的な部分があるのかなというふうに思っておりますので、今後とも、村としてもそういう国際状況を注視しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。 (佐々木議員「終わります。」)
	議 長 (佐伯秀範)	これで、一般質問を終わります。
	〃	日程 6 後志教育研修センター組合議会議員の選挙を行います。
	〃	お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選としたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
	〃	お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 7	議 長 (佐伯秀範)	したがって、議長が指名することに決定しました。
	〃	後志教育研修センター組合議会議員は、陰能裕一君を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名しました陰能裕一君を後志教育研修センター組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがってただいま指名しました陰能裕一君が、後志教育研修センター組合議会議員に当選されました。 ただいま後志教育研修センター組合議会議員に当選された、陰能裕一君が議場におられます。 会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。
	〃	日程 7 報告第 1 号 専決処分の報告を行います。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	報告第 1 号 専決処分の報告について 地方自治法施行令第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したいので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。 令和 8 年 6 月 18 日提出 真狩村長 岩原清一 次のページが専決処分書となっておりますので、お開きください。 議会の議決で指定されました、村例規であります専決処分事項の指定についてに基づきまして、令和 8 年 5 月 29 日に専決処分をいたしました。 報告の内容を説明いたします。 1 事故発生日時 令和 7 年 12 月 27 日 午前 8 時 50 分頃 2 事故発生場所 虻田郡真狩村字真狩 4 番地先の村道錦西 7 丁目通り 3 損害賠償の相手方 そこに記載のとおりでございます。 4 損害賠償額 車両の修理費 7,590 円 5 事故の概要でございますが、村の除雪臨時運転手が操縦する除雪ドーザが、村道錦西 7 丁目通りにおいて、除雪作業のため走行中、村道脇から

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 8		後退して村道へ進入してきた相手方の除雪ドーザと接触いたしました。損害の状況ですが、村の車両は、右側後輪ホイールが損傷し、相手方の車両は、後部カウンターウエイトが損傷しました。人的被害については、両者ともに怪我はありませんでした。 過失割合については、相手方 70%、村 30%と認定しております。この過失割合に基づき、相互の車両修理費を負担することで示談が成立しております。 なお、損害賠償額につきましては、村が加入しております「全国自治協会自動車共済」により全額補填される見込みであり、村の財政負担はありません。 今後は、より一層の安全確認及び事故防止の徹底を指導し、再発防止に努めてまいります。 以上、御報告申し上げます。
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	以上で、報告第 1 号 専決処分の報告は終了しました。
	〃	日程 8 報告第 2 号 令和 7 年度 真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告を行います。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	報告第 2 号 令和 7 年度真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書について 令和 7 年度真狩村一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。 令和 8 年 6 月 18 日提出 真狩村長 岩原清一 次のページをお開きください。繰越計算書となっております。 本件につきましては、令和 7 年度一般会計補正予算第 11 号と第 16 号において、令和 8 年度への予算の繰越の議決をいただいております、この度、繰越

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		明許費繰越計算書を調整しましたので報告するものです。 2 款、1 項、事業名、食料品価格高騰対応商品券配布事業につきましては、物価高騰に対し、村民の負担軽減及び地域経済の活性化を図るため、村民 1 人当たり 5 千円の商品券を配布する事業となりますが、事業期間が商品券の有効期限となる 8 月 31 日以降となることから、繰り越しております。翌年度に繰り越して使用できる金額は 1,041 万円でありましたが、事業の実績見込みにより実質 972 万 4 千円を翌年度に繰り越しております。 3 款、1 項、事業名、高齢者生活支援ハウスエアコン設置事業、一つ飛ばして 3 款、2 項、保育所給食室エアコン設置事業、3 款、2 項、子育て支援センターエアコン設置事業、一番下の欄の 10 款、6 項、給食センターエアコン設置事業につきましては、猛暑に対するそれぞれの施設の利用者や働く人たちの安全を確保するため、エアコンを設置するもので、エアコンの室外機の設置など雪解け後でないとできない作業があることから繰越し、工事を進めております。翌年度に繰り越して使用できる金額と翌年度繰越額に差異があるのは、入札執行残等によるものです。 3 款、2 項、事業名、物価高対応子育て応援事業につきましては、物価高の中、子育て世帯を支援するため、高校生年代までの子ども 1 人当たり 2 万円を支給する事業となりますが、公務員の子及び、新生児分については、国の令和 8 年度予算で財源が交付されることから繰り越すものです。 6 款、1 項、事業名、地域農業構造転換支援事業につきましては、農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械や施設の導入を支援する国の補助金となりますが、1 名の担い手が事業採択され、トラクターとマウンツプレーヤの農業機械を購入するもので、受注生産で期間を要し年度内までに納入される見込みがないことから繰り越しましたが、5 月 21 日に納品されております。 6 款、1 項、事業名、畜産業物価高騰対策支援事業につきましては、近年の配合飼料、燃料、電気代、農業資材等の価格高騰などにより畜産経営の安定に支障が生じていることから、経営の継続支援のための事業となりますが、令和 8 年度分の対策として繰り越すものです。 翌年度繰越額の合計額は 3,191 万円となります。 以上、御報告申し上げます。
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 9		これで質疑を終わります。
	議 長 (佐伯秀範)	以上で、報告第2号 令和7年度 真狩村一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告を終了しました。
	〃	日程 9 同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君
	村 長 (岩原清一)	同意第1号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任について 真狩村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 真狩村字真狩4番地74 氏名 川南哲人 生年月日 昭和33年5月31日 令和8年6月18日提出 真狩村長 岩原清一 提案理由といたしましては、現委員、川南哲人氏は、令和8年7月22日をもって任期満了となるため、同委員を再任するものでございます。 次の任期につきましては、令和8年7月23日から令和11年7月22日までとなります。 川南氏は、真狩農業共同組合、現在のJAようていですが、42年の長きにわたり要職を歴任し、地域農業の振興発展のために御尽力されておられました。その人柄は、周囲からの信頼も厚く、また、人格・見識ともに優れており、何よりも地域実情にも非常に明るいことから、本委員の要件を十分満たしていると考えているところです。 この度、2期目の選任をするものでありますが、どうか御同意いただきますようお願いを申し上げます。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから同意第 1 号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。 お諮りします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。(異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 同意第 1 号 真狩村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。
日程 10	〃	日程 1 0
日程 11		同意第 2 号 真狩村農業委員会委員の任命について
日程 12		日程 1 1
日程 13		同意第 3 号 真狩村農業委員会委員の任命について
日程 14		日程 1 2
日程 15		同意第 4 号 真狩村農業委員会委員の任命について
日程 16		日程 1 3
日程 17		同意第 5 号 真狩村農業委員会委員の任命について
日程 18		日程 1 4
		同意第 6 号 真狩村農業委員会委員の任命について
		日程 1 5
		同意第 7 号 真狩村農業委員会委員の任命について
		日程 1 6
		同意第 8 号 真狩村農業委員会委員の任命について
		日程 1 7
		同意第 9 号 真狩村農業委員会委員の任命について
		日程 1 8
		同意第 10 号 真狩村農業委員会委員の任命について

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 19 日程 20	村 長 (岩原清一)	日程 19 同意第 11 号 真狩村農業委員会委員の任命について 日程 20 同意第 12 号 真狩村農業委員会委員の任命について 以上、11 件を一括議題とします。 提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君 同意第 2 号 真狩村農業委員会委員の任命について 下記の者を真狩村農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 真狩村字緑岡 122 番地 7 氏名 佐々木大輔 生年月日 昭和 48 年 8 月 7 日 令和 8 年 6 月 18 日提出 真狩村長 岩原清一 提案理由につきましては、令和 8 年 7 月 19 日をもって現農業委員会委員の任期が満了となることから、新たに委員の任命を行うものであります。 同意をいただいた後の任期につきましては、令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まででございます。 以下の同意 12 号まで、同じ内容でございますので、住所と氏名、生年月日のみを紹介させていただきます。 記 同意第 3 号 真狩村農業委員会委員の任命について 住所 真狩村字光 65 番地 3 氏名 野村英史 生年月日 昭和 48 年 4 月 4 日 記 同意第 4 号 住所 真狩村字川崎 307 番地 7 氏名 久本優 生年月日 昭和 41 年 10 月 15 日 記 同意第 5 号

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		住所 真狩村字社 23 番地 21 氏名 福田宏之 生年月日 昭和 35 年 8 月 10 日 記 同意第 6 号 住所 真狩村字桜川 458 番地 氏名 下隆志 生年月日 昭和 42 年 8 月 3 日 記 同意第 7 号 住所 真狩村字豊川 223 番地 3 氏名 大廣正紀 生年月日 昭和 51 年 11 月 21 日 記 同意第 8 号 住所 真狩村字富里 180 番地 3 氏名 守谷隆伸 生年月日 昭和 46 年 5 月 27 日 記 同意第 9 号 住所 真狩村字見晴 79 番地 氏名 高倉正志 生年月日 昭和 40 年 4 月 19 日 記 同意第 10 号 住所 真狩村字社 193 番地 1 氏名 近石公夫 生年月日 昭和 39 年 8 月 5 日 記 同意第 11 号 住所 真狩村字加野 35 番地 15 氏名 影山敏彦 生年月日 昭和 51 年 1 月 3 日 記 同意第 12 号 住所 真狩村字共明 175 番地 13

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		氏名 金丸勝 生年月日 昭和 41 年 10 月 24 日 以上、11 名の同意案件でございます。 これら 11 名の農業委員会委員の任命同意を求めることにつきましては、各地区農業団体への推薦依頼及びホームページ等で募集をし、それぞれ地区及び団体の推薦と、個人での応募により選出された方々でございまして、去る 6 月 3 日に行われました真狩村農業委員会委員候補者評価委員会において、候補者として妥当との意見をいただいたので、ここに任命し、同意を求めるものでございます。 よろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありますか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから同意第 2 号 真狩村農業委員会委員の任命についてから、同意第 12 号 真狩村農業委員会委員の任命についてまで、11 件を一括して採決します。 お諮りします。同意第 2 号から同意第 12 号までについては、これに同意することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 同意第 2 号 真狩村農業委員会委員の任命についてから、同意第 12 号 真狩村農業委員会委員の任命についてまで 11 件は、同意することに決定しました。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 21	議 長 (佐伯秀範)	日程 21 議案第1号 真狩村税条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第1号 真狩村税条例の一部改正について 真狩村税条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和8年6月18日提出 真狩村長 岩原清一 次のページ以降に改正本文及び新旧対照表、そして改正ポイントを記載した説明資料を添付しておりますが、説明資料により説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開きください。 改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い本条例について所要の改正を行うものです。 主な改正点ですが、賦課徴収関係では、軽自動車税環境性能割の廃止により、軽自動車税（種別割）の名称が軽自動車税となることに伴い条例の規定の整備を行うものです。また、軽自動車税（環境性能割）に係る条文を廃止し、軽自動車税（種別割）に係る条文を軽自動車税に改めるものです。 この他にも、2ページ及び3ページの軽自動車税関係、5ページの附則の関係においても、同趣旨により改正となります。 1ページに戻っていただきまして、村民税関係では、1点目として、特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う、所得割の課税標準の変更による改正となります。 2点目は、国の防衛力強化の財源を確保するため、防衛特別所得税が創設され、その税率は1%となりますが、国民の負担増とならないよう東日本大震災からの復興財源を確保するための復興特別所得税の税率を1%引き下げ、1.1%にするとともに、課税期間が令和29年まで10年間延長されることに伴う改正となります。 この他にも4ページの附則の関係においても、同趣旨により改正となります。 3点目は、2ページの所得税において、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において、扶養親族等の必要な情報が得られるよう、提出義務の範囲を拡大するための改正となります。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		固定資産税関係では、家屋及び償却資産に係る固定資産税を課税しない金額となる、免税点を家屋は 20 万円から 30 万円に、償却資産は 150 万円から 180 万円に引き上げるための改正となります。 4 ページの附則の関係では、1 点目として、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を 5 年間延長するための改正となります。 2 点目は、個人村民税の住宅ローン控除の適用期間を 5 年延長し、令和 12 年までに居住を開始した場合に適用するよう改正するものです。 3 点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税特例について、適用期限を令和 12 年度まで 3 年延長するための改正となります。 4 点目は、バリアフリー改修が行われた、特別特定建築物の固定資産税に係る減額割合を国の参酌基準どおりの 1/3 に設定するものです。 また、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の割合を国の参酌基準どおりの 1/2、3/5、2/3 にそれぞれ改めるものです。 5 点目は、5 ページの新築、耐震改修、バリアフリー改修等の住宅に係る固定資産税の減免措置について、面積要件の一部変更とともに、適用期限が 5 年延長されることに伴う改正となります。 6 点目は、6 ページの優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例について、適用要件の見直しとともに適用期限が 3 年延長されることに伴う改正となります。 7 点目は、個人の村民税の所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合における事業所得、譲渡所得及び雑所得については、課税方法を見直し、他の所得と分離して 3/100 の税率により、当該所得割を課する規定を新設するものです。その他、上位法令の改正等に伴う条項ずれ及び文言の削除や追加、訂正などの改正となります。 7 ページの附則では、施行期日や村民税、固定資産税、軽自動車税に関しての経過措置を定めたもので、令和 8 年 4 月 1 日、令和 9 年 1 月 1 日、同年 4 月 1 日、令和 10 年 1 月 1 日など、改正規定ごとの施行期日を定めています。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 22	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第1号 真狩村税条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第1号 真狩村税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 22 議案第2号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船 敏 行)	議案第2号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について 真狩村国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和8年6月18日提出 真狩村長 岩原清一 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきます。1ページをお開きください。 改正理由につきましては、地方税法施行令及び関連する規則等の改正に伴う条項ずれ等による規定の整備などの改正となります。 該当する部分については、2ページの第24条第3項第1号、第4項、第24条の2、3ページの附則の第2項、4ページの第3項、第4項、5ページの第6項、6ページの第7項、第8項、7ページの第9項、第10項、8ページの第11項、9ページの第12項、10ページの第13項、11ページの第14項になります。 附則としてこの条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		用するものです。経過措置として、この条例による改正後の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることを規定しております。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第2号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。
	〃	お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第2号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
10 : 51	〃	ここで一旦、休憩を取ります。 11時5分まで休憩といたします。
11 : 05	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程 23	〃	日程 23 議案第3号 令和8年度 真狩村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君 議案第3号 令和8年度真狩村一般会計補正予算(第1号) 令和8年度真狩村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,979万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億886万円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。 令和8年6月18日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、歳出より説明しますので、9ページをお開きください。 2款、1項、1目、8節 旅費、赴任旅費63万4千円の追加です。新採用職員の赴任旅費について、遠方から採用した職員もおり赴任条件等により当初予算に不足が生じるため追加するものです。 6目、17節 備品購入費、交通安全指導員制服12万7千円の追加です。今年度に入って、指導員2名が加入したため追加するものです。 8目、18節 負担金、補助及び交付金70万円の追加です。内訳として、定住促進奨励事業補助金50万円の追加です。対象となる分譲地を購入し、住宅を新築した場合の補助金となりますが、1件分の予算計上をしておりましたが、2件分の申請となることから追加するものです。 ご当地特産品開発支援補助金20万円の追加です。特産品の開発について、こちらも1件分の予算計上をしておりましたが、2件分の申請となることから追加するものです。 3項、1目、18節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金13万6千円の追加です。戸籍附票システム旧氏振り仮名対応分に係る、改修費の増額により負担金を追加するものです。3款、10ページの1項、3目、18節 負担金、補助及び交付金、特別養護老人ホーム運営基盤等支援補助金700万円の追加です。特別養護老人ホームを取り巻く状況については、全国的に高齢化に伴い、介護費用は増え続けておりますが、介護報酬は国の制度で固定されており、施設単独での収益向上には限界があり、施設運営は大変厳しい状況が続いております。そうした中、羊蹄園におきましても、入所者の高齢化が進み、入院者の増加により空床が発生

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		しやすく、加えて、給食材料費や光熱費などの物価高騰が長期化しております。こうした要因が重なり、ここ数年の単年度収支は赤字が続いており、運営主体である北海道福心会より村へ財政支援の要望がありました。村といたしましては、地域の福祉サービスの低下を防止し、介護サービスを安定的に継続させる必要があるため、運営支援をしていきたいと追加するものです。 4 目、19 節 扶助費、移動支援事業扶助費 21 万 3 千円の追加です。障害者サービスの移動支援事業対象者の増加に伴い追加するものです。 4 款、2 項、3 目、8 節 旅費、最終処分場パートタイム職員費用弁償 9 千円の追加です。パートタイム職員の退職により新たに採用した職員が通勤手当の対象となることから追加するものです。 10 節 需用費、消耗品費 62 万 2 千円の追加です。可燃と生ごみのごみ袋制作費について、ナフサ供給不足の影響で価格が高騰し、当初予算に不足が生じるため追加するものです。 6 款、1 項、4 目、18 節 負担金、補助及び交付金、11 ページの新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金 1 億 2,816 万 5 千円の追加です。JA ようていでは、ブロッコリーの生産量の増加に対応するため、国の補助事業を活用し、真狩ブロッコリー選果施設の処理能力増強に向けた施設整備を実施いたしますが、村経由での補助となるため追加するものです。 7 款、1 項、4 目、10 節 需用費、施設等維持修繕 38 万 5 千円の追加です。羊蹄山自然公園で使用している飲料水を送るための中間ポンプに不具合が発生したため、修繕費を追加するものです。 10 款、1 項、4 目、14 節 工事請負費、内装改修工事 197 万 1 千円の追加です。公民館東側の高校の教員住宅の床やクロスの張替えなどの内装改修を行うものですが、これまで空き住宅が生じていたため、様子を見て修繕を控えておりましたが、今年度の教職員の異動により本村への居住を希望する教員が増え、住宅に不足が生じたため改修するものです。 2 項、1 目、19 節 扶助費、準要保護児童扶助費 70 万 2 千円の減額です。 3 項、1 目、12 ページの 19 節 扶助費、準要保護生徒扶助費 22 万 4 千円の減額です。小学校及び中学校において、いずれも学校給食費無償化により減額するものです。 4 項、1 目、8 節 旅費、普通旅費 3 万円の追加です。各種大会や実習に参加する生徒の送迎に係る運転手の旅費が、予定より宿泊日数が増えることにより不足が生じるため追加するものです。 10 節 需用費、消耗品費 13 万 7 千円の追加です。日本学校農業クラブ

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		全道実績発表大会が、真狩高校を当番校として8月に開催されますが、会場での熱中症対策ため業務用扇風機を6台購入するものです。 17 節 備品購入費、学校映像備品 26 万 3 千円の追加です。授業で使用している液晶テレビが老朽化により故障し修理不能なため、更新するものです。 3 目、10 節 需用費、機械器具等修繕 13 万 7 千円の追加です。製菓実習室のエアコン 2 台が、経年劣化により温度調節機能に不具合が発生しているため修繕費を追加するものです。 4 目、10 節 需用費、機械器具等修繕 9 万 1 千円の追加です。耕心寮の食堂で使用している製氷機が、基盤の動作異常により使用できなくなっているため、修繕費を追加するものです。 6 項、2 目、7 節 報償費、13 ページの各種大会参加賞 10 万円の追加です。 11 節 役務費、傷害保険料 3 千円の追加です。これらについては、村民からの要望が強いパークゴルフ交流会を実施するため追加するものです。 歳出合計、補正前の額 30 億 6,906 万 3 千円、補正額 1 億 3,979 万 7 千円の追加、補正後の額 32 億 886 万円となるものです。 次に、歳入を説明しますので7ページをご覧ください。 14 款、2 項、1 目、2 節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 13 万 5 千円の追加です。歳出で説明した戸籍附票システム旧氏振り仮名対応分に係る、改修費の負担金に対する国の補助金となります。 2 目、1 節 障害者福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金 10 万 6 千円の追加です。 15 款、2 項、2 目、2 節 障害者福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金 5 万 3 千円の追加です。これらについては、歳出で説明した移動支援事業扶助費に対する国及び道の補助金となります。 4 目、1 節 農業費補助金、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金 1 億 2,816 万 5 千円の追加です。歳出で説明した、新基本計画実装・農業構造転換支援事業に対する補助金となります。 19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 963 万 8 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、2,265 万 1 千円となります。 8 ページの 21 款、1 項、8 目、1 節 教員住宅整備事業債、教員住宅改修事業債 170 万円の追加です。歳出で説明した高校の教員住宅改修工事の財源として、公共施設等適正管理推進事業債を充当するものです。 歳入合計、補正前の額 30 億 6,906 万 3 千円、補正額 1 億 3,979 万 7 千円

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 24		の追加、補正後の額 32 億 886 万円となるものです。 次に 4 ページをお開きください。 第 2 表 地方債補正について、教員住宅改修事業債につきましては、ただいま変更の理由を説明させていただきました。今回の補正に伴い限度額を 170 万円追加し、590 万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 3 号 令和 8 年度 真狩村一般会計補正予算(第 1 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 3 号 令和 8 年度 真狩村一般会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 24 議案第 4 号 令和 8 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	議案第 4 号 令和 8 年度真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 1 号) 第 1 条 令和 8 年度真狩村公共下水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。 第 2 条 令和 8 年度真狩村公共下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。また、企業債の借入額を 3,890 万円に改める。 収入 第 1 款 公共下水道事業収益、補正予定額を 1,400 万円減額し、補正後の予算額を 1 億 5,573 万 9 千円とするものです。 第 3 条 予算第 5 条で定めた企業債の限度額を次のとおり改める。 浄化センター耐震診断の補正限度額を 1,400 万円追加し、3,300 万円とするものです。これにより、補正後の限度額の合計は、3,890 万円となります。 令和 8 年 6 月 18 日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、補正の内容について、第 2 条の収益的収入及び支出の収入を説明しますので、5 ページをご覧ください。 1 款、2 項、2 目、1 節 国庫補助金 1,400 万円の減額です。真狩村浄化センター耐震診断への国庫補助金が、予算配分により減額となりました。これにより 2 項営業外収益の補正後の額は、1 億 2,835 万 8 千円となります。 また、補助金の減額分については、代わりに地方債で手当することから、表紙の第 2 条、第 3 条で説明したとおり、企業債 1,400 万円の追加となります。 次に 3 ページの予定キャッシュフロー計算書をご覧ください。先ほど説いた歳入の国庫補助金 1,400 万円の減額に伴い、予算の収支調整を行いました。 まず、損益面では、この減額分を反映した結果、当年度純利益が減少し、当年度純損失は 399 万 5 千円を見込んでおります。これに伴い、(1) 業務活動によるキャッシュ・フローの起点となる当年度純損失についても、同様に修正しております。 次に、資金面では、建設改良事業の財源を確保するため、(3) 財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、企業債を 1,400 万円増額し、3,890 万円としております。 以上の修正により、関連する各項目は変動しておりますが、一番下の最終的な資金期末残額に変更はありません。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 25		また、4 ページの予定貸借対照表の負債の部、3 固定負債 (1) 企業債イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債が、1,400 万円増額の 1 億 3,343 万 3 千円になります。 また、資本の部の 7 余剰金 (1) 利益余剰金のロ当年度末処分利益余剰金が国庫補助金の減額に伴い 1,400 万円減額の 1,563 万 6 千円になります。これにより関連する項目は変動しておりますが、一番下の負債・資本合計に変更はありません。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 4 号 令和 8 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 4 号 令和 8 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 25 議案第 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	議案第 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合設備のための財政上の特別措置に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、御保内及び桜川辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定める。 令和 8 年 6 月 18 日提出 真狩村長 岩原清一 本計画につきましては、先ほど申し上げた法律に基づき、辺地とその他の地域との生活文化水準の格差是正を図ることを目的として、当該辺地における整備しようとする公共的施設、整備の方法、整備に要する経費とその財源内訳などについて、あらかじめ北海道知事との協議を行い、議会の議決を経て定めるものです。 なお、本計画に基づく事業は、国の財政上の特別措置である「辺地対策事業債」の対象となり、原則充当率 100%、元利償還金の 80%が交付税措置されるなど、有利な財政措置を活用することで、村の負担を軽減できる利点があります。 それでは、総合整備計画書（案）に基づき概要を説明しますので、次のページをお開きください。 まず、「御保内辺地」についてです。 1 辺地の概況は記載のとおりですが、政令で定める辺地の要件が、辺地の中心を含む 5 平方キロメートル以内の区域人口が 50 人以上かつ、辺地度点数が 100 点以上の地域とされており、当該地域は人口 210 人、辺地度点数 152 点となっており、要件を満たしております。 2 公共的施設の整備を必要とする事情ですが、現状、飲用水供給施設が老朽化しております。また、地域の水需要の増加に伴い末端部で水量が不足する事態が生じており、施設を更新することで、将来にわたり安全で安定した水道水の供給を図るものです。 3 公共的施設の整備計画について、期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間。施設名は飲用水供給施設、簡易水道設備。事業費は、4 億 8,110 万 6 千円とし、そのうち 1 億 1,160 万円を辺地対策事業債で賄う予定となっております。 次のページをお開きください。 次に、桜川辺地についてです。 当該地域は人口 73 人、辺地度点数 116 点となっており辺地の要件を満たしております。こちらも御保内辺地と同様、施設老朽化及び水量不足の解消が目的です。事業費 7,107 万 4 千円、うち辺地対策事業債として 340 万

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 26	議 長 (佐伯秀範)	円を予定しております。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 26 議案第 6 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船 敏 行)	議案第 6 号 工事請負契約の締結について 次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第 2 号の規定により議会の議決を求める。 令和 8 年 6 月 18 日提出 真狩村長 岩原清一

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		1 契約の目的 まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築工事 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式） 3 契約金額 1 億 6,863 万円 4 契約の相手方 瀬尾・村上経常建設共同企業体 代表者 虻田郡倶知安町北 3 条東 2 丁目 7 番地 瀬尾建設工業株式会社 代表取締役社長 瀬尾孝志 提案理由につきましては、工事請負契約の予定価格が 5,000 万円を超えるため、提案するものです。 工事概要ですが、村民の保養増進と観光交流の促進、並びに観光消費拡大による村内経済の発展を図るため、まっかり温泉のサウナ棟 1 基の増築、浴室の改修、そして、ユリ園コテージ 2 棟の新築、外構などの設計・施工を行うものです。 次のページに、随意契約等の状況を記載した参考資料を添付しております。事業者選定は、公募型プロポーザル方式。また、発注方式については、設計・施工一括発注方式により実施いたします。公募型プロポーザル方式は、価格のみならず、技術力や実績、創意工夫、維持管理性などを総合的に評価して事業者を選定する方式であり、本村の課題や地域特性に応じた柔軟で質の高い提案を受けることが可能となります。 更に、設計と施工を一体的に発注することで、設計段階から施工や維持管理を踏まえた提案を受けることが可能となり、工期短縮やコスト縮減、品質確保につながることを期待されます。また、設計・施工の責任が一元化されることで、発注者側の調整負担軽減にも効果があることなどのメリットを考慮し採用しております。 4 月 1 日に、設計・施工一括発注方式による公募型プロポーザルの実施について、公告をしたところ、1 社からの申請があり、5 月 19 日に審査委員会を開催し、プレゼンテーションを実施し、審査を行った結果、評価点が基準を上回る結果となりましたので、優先交渉権者として瀬尾・村上経常建設共同企業体を決定し、協議が整った 6 月 1 日に仮契約を締結しております。 予定価格に対する、契約金額の割合は 95.7%でありました。工期を令和 8 年 6 月 19 日から令和 9 年 3 月 10 日としております。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 27	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 6 号 工事請負契約の締結についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 6 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 27 発議第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。 提出者 陰能裕一君より提案理由の説明を求めます。 陰能裕一君
	7 番 (陰能裕一)	発議第 1 号 令和 8 年 6 月 18 日 真狩村議会議長 佐伯秀範様 提出者 真狩村議会議員 陰能裕一 賛成者 真狩村議会議員 向井忠幸 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		意見書の朗読をもって、提案理由の説明に代えさせていただきます。 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案） 本道の森林は、全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。 全国一の森林資源を有する北海道において本村と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。 本村をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。 本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。 よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。 記 １ 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。 ２ 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。 令和８年６月１８日 北海道真狩村議会

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 28	議長 (佐伯秀範)	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣 宛 以上、審議のほど、御採択賜りますよう、よろしくお願いします。 ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思います、御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、本案については質疑及び討論を省略し採決することに決定しました。
	〃	これから発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 28 発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。 提出者 安藤義明君より提案理由の説明を求めます。 安藤義明君
	3 番 (安藤義明)	発議第2号 令和8年6月18日 真狩村議会議長 佐伯秀範様 提出者 真狩村議会議員 安藤義明 賛成者 真狩村議会議員 福田恵子

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）については、朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。 地方財政の充実・強化に関する意見書（案） いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、D Xの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。 政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。 2026 年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027 年度政府予算及び地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。 記 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体D X、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、引き続くインフレや円安、原油高による行財政の悪化によって、地方の公共サービスに格差が生じないように、これらを支える人材の確保に必要な人件費に重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。 2 公立病院の 8 割が赤字と言われる中、人口減少が進む本村では診療が地域医療の要であることから、処遇改善を含む人材確保に必要な財政支援と、経営の安定化に必要な繰出金等の財源確保を行うこと。 3 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。 4 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。更なる地方の財源確保に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。 5 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。 6 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。 7 地域公共サービスを担う人材の確保のため、2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。また、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。 8 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。 9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。 11 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。 北海道真狩村議会 令和8年6月18日 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策、少

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 29		子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助） 宛
		よろしく審議を賜り、採択くださいますようお願いを申し上げます。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については質疑及び 討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、本案については質疑及び討論を省略し採決することに決定 しました。
	〃	これから発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出につ いてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については、 原案のとおり可決されました。
	〃	日程 29 議員の派遣についてを議題とします。 お諮りします。 議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにした いと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣す ることに決定しました。
	〃	お諮りします。 ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議 長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 30 11：49 閉会		(異議なし)
	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 したがって、ただいま議決した事項の変更については、議長に一任することに決定しました。
	〃	日程 30 閉会中の所管事務調査の申出について、総務産業常任委員長及び議会運営委員長から申出があります。 これを申出のとおり認めたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、申出のとおり承認することに決定いたしました。
	〃	以上で、本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。 これで令和8年第2回真狩村議会定例会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署) 議 員 福 田 恵 子 (原本自署) 議 員 大 町 徹 (原本自署)